

(案)

○神奈川県環境審議会の部会の設置及び運営に関する要綱 新旧対照表

改正案			改正前		
(設置) 第1条 (略)			(設置) 第1条 (略)		
名称	人数	所管事項	名称	人数	所管事項
環境基本計画部会	10人程度	環境基本計画及び関連する環境関係の主な計画の策定・見直しに関すること 環境基本計画及び関連する環境関係の主な計画の進捗状況点検に関すること 環境基本計画及び関連する環境関係の主な計画の推進の方向性に関すること	環境基本計画部会	10人程度	環境基本計画及び関連する環境関係の主な計画の策定・見直しに関すること 環境基本計画及び関連する環境関係の主な計画の進捗状況点検に関すること 環境基本計画及び関連する環境関係の主な計画の推進の方向性に関すること
			事業活動温暖化対策部会	5人程度	事業活動温暖化対策計画書制度の見直しに関すること
(任期) 第3条 部会員の任期は2年とする。			(任期) 第3条 部会員の任期は、2年とする。ただし、事業活動温暖化対策部会員の任期は、当該所管事項に関する審議が終了するまでとする。		
附 則 (略) この要綱は、令和4年12月26日より施行する。			附 則 (略) この要綱は、令和4年12月26日より施行する。		
附 則 この要綱は、令和6年3月●日より施行する。					